

改正育児・介護休業法のあらまし



次世代認定マーク「くるみん」

 **厚生労働省 都道府県労働局 雇用均等室**

※改正法の詳細については、厚生労働省ホームページもご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

はじめに

我が国においては少子化が進行し、人口減少時代を迎えています。少子化の急速な進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えます。一方で、子どもを生み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々は男女ともに多いにもかかわらず、こうした人々の希望が実現しにくい状況がみられます。

持続可能で安心できる社会を作るためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠です。一人ひとりの生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方の選択を可能とする社会とすることが、人々の希望の実現となるとともに、企業や社会全体の明日への投資であり、活力の維持につながります。

このためには、全ての労働者を対象に長時間労働の抑制等仕事と生活の調和策を進めていくとともに、特に、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要です。

こうした中、仕事と家庭の両立支援策を充実するため、育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）が改正されることとなりました。

このパンフレットは、改正育児・介護休業法の概要を説明するものです。

仕事と家庭の両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどのメリットがあるものです。改正法の趣旨・内容をご理解いただき、使用者と労働者の皆様で話し合っ、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりについて見直していただきますようお願いいたします。

目 次

はじめに	1
第 1 改正育児・介護休業法の概要	5
第 2 改正育児・介護休業法の解説	
I 育児休業関係	
1 出産後 8 週間以内の育児休業に関する特例	15
2 育児休業の再度取得要件等の見直し	16
3 育児休業の申出事項及び申出方法の見直し	17
4 育児休業申出に対する事業主による休業期間等の通知	18
5 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止	19
II 両親ともに育児休業をする場合の特例（パパ・ママ育休プラス）関係	
1 パパ・ママ育休プラスの対象及び特例	20
III 介護休業関係	
1 介護休業の申出方法の見直し及び介護休業申出に対する事業主による休業期間等の通知	26
IV 子の看護休暇関係	
1 子の看護休暇の拡充	27
V 介護休暇関係	
1 介護休暇の創設	29
VI 所定外労働の制限（残業の免除）関係	
1 育児のための所定外労働の制限	31
VII 時間外労働の制限関係	
1 専業主婦（夫）除外規定の廃止	34
2 時間外労働の制限の請求方法等の見直し	34
VIII 深夜業の制限関係	
1 深夜業の制限の請求方法の見直し	35

Ⅹ 所定労働時間の短縮措置（短時間勤務）関係

- 1 3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の義務化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 3歳に満たない子を養育する労働者に対する代替措置・・・・・・・・・・ 40
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

Ⅹ 不利益取扱いの禁止

- 1 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止・・・・・・・・・・ 42

ⅩⅠ 実効性の確保関係

- 1 苦情の自主的解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 都道府県労働局長による紛争解決の援助・・・・・・・・・・ 45
- 3 調停制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 4 企業名公表制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 5 過料の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

ⅩⅡ 改正法の施行日

- 1 改正法の施行日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第3 改正後の法律・省令・指針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

(略称)

- 「法」・・・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
- 「則」・・・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）
- 「指針」・・・ 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）

第1 改正育児・介護休業法の概要

